

シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（案）新旧対照条文

改 正 案

現 行

関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

（所掌事務）

（所掌事務）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第一百五号）第九条及びシンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第一百十六号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条及び中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第一百五号）第九条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。